

神戸市税滞納処分による差押財産の強制売却 差押財産公売のお知らせ(期間入札)

神戸市では、市税の滞納により差し押さえた財産を、期間入札（郵送型入札）の方法により強制的に売却して換価する「公売」を行います。

重要 差押財産公売とは（必ずお読みください）

差押財産公売とは、公租公課の滞納のため差し押さえた財産（以下「公売財産」という。）について、所有者等の権利者の同意を得ることなく買受人との間で売買を強制的に成立させ、その売買代金を取り上げて滞納公租公課等に配分する強制徴収の制度です。差押財産公売においては、神戸市は強制徴収の執行機関であって、売主でも仲介業者でもありません。差押財産公売は市有財産（市有地、不用物品等）の売却とは全く違う別の制度です。

差押財産公売では、正常取引ではなく強制徴収によって売買される関係上、買受人は売却意思のない所有者から、「現状有姿・返品不可」を承知で公売財産を買い受けたものとされます。

事前に公売財産に関する情報を収集・精査し、「差押財産公売は正常取引による売買ではない」ことを理解したうえで、公売に参加してください。

☆期間入札日程

入札期間	平成30年10月16日（火）から同年10月23日（火）まで【期間内必着】 （※）事前に入札書類を入手してください（入手方法等はホームページに掲載）
公売保証金提供期限	平成30年10月23日（火）15時
開札日時	平成30年10月30日（火）10時
売却決定日時	平成30年11月6日（火）10時
買受代金納付期限	平成30年11月6日（火）11時30分

☆公売財産（期間入札分）一覧

売却区分番号	見積価額(円)	公売財産	
	公売保証金額(円)	種類(※)	所在地等(※)
218-3	64,460,000	宅地	神戸市灘区八幡町三丁目26番地
	6,450,000	居宅ほか	※一部減築あり、公売対象外建物あり

(※) 公売財産の種類、所在地等は登記簿表示であり、現況との相違は買受人の引受けとなります。

(裏面も御覧ください)

☆注意事項

- (1) このお知らせに掲載されている公売財産（以下「本公売財産」という。）は執行機関の管理物件ではありません。本公売財産への立入りはご遠慮ください。
- (2) あらかじめ本公売財産の現況、法令上の規制等を確認し、不動産登記簿等を閲覧したうえで入札してください。
- (3) 本公売財産について、公売を中止することがあります。事前に公売の中止の有無をお問い合わせください。
- (4) 執行機関は本公売財産の保全・引渡義務を負いません。占有者等に対して明渡しを求める場合や本公売財産内の動産を処理する場合は、全て買受人の責任において行うことになります。
- (5) 本公売財産の瑕疵は買受人の引受けとなり、執行機関は瑕疵担保責任を負いません。なお、本公売財産に係るアスベスト、土壌汚染、地下埋設物などに関する専門的調査は行っておりません。
- (6) 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者と、それぞれ協議してください。執行機関は協議の成否について責任を負いません。

※)入札の手続、公売財産の概要など詳細は **「神戸 期間入札公売」で検索**

問い合わせ：神戸市行財政局主税部収税課（整理支援）【電話】078（322）6314

◆この印刷物は、神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準を満たす紙を使用しています。

平成30年9月制作

神戸市行財政局主税部収税課



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
KOBE

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008